

寄居都市計画道路の変更(埼玉県決定)

都市計画道路3・4・5中央通り線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・5	中央通り線	寄居町大字寄居字大正寺	寄居町大字鉢形字城	寄居町大字寄居字栄町	約750m	地表式	2車線	16	幹線街路と平面交差3箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化や制度改正を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」(平成25年6月)を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・4・5中央通り線については、一部区間の幅員を縮小するとともに、車線数を決定することとしました。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」(平成24年12月)に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、新たに寄居町決定として定めます。

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、寄居都市計画道路（埼玉県決定）の変更についての理由を示したものです。

I 寄居都市計画区域における位置等

寄居都市計画区域は、寄居町の行政区域の全域及び深谷市の行政区域の一部で構成しており、都心から約70km圏、埼玉県の北西部に位置しています。

II 変更の必要性

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・4・5中央通り線については、一部区間の幅員を縮小するとともに、車線数を決定することとしました。

また、埼玉県が定めた「県管理の停車場線と駅前広場の都市計画の取扱い」（平成24年12月）に基づき、県決定の都市計画道路と一体的に定めている駅前広場を分離し、新たに寄居町決定として定めます。

【変更理由】

本路線が位置する寄居駅南口周辺では、駅前の商業施設が撤退するなど、賑わいが失われつつあることから、寄居町では、町の顔である駅周辺の再生を目的に、中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます。

駅周辺の将来像として、本路線を含めた複数の道路を人々が回遊することでまちの賑わいを取り戻し、活性化を図ることとしており、本路線が担っている駅へのアクセス機能を周辺道路に分散させる検討をした結果、幅員構成を見直し一部区間の幅員を縮小するものです。

III 変更の内容

名 称	幅員	車線数	延長	内 容
3・4・5 中央通り線	16m	2車線	約750m	・一部区間の幅員縮小 ・駅前広場の分離 ・車線数の決定

IV 関連する都市計画 道路（寄居町決定）